

# 令和2年第11回 神川町農業委員会総会議事録

|             |       |  |           |    |        |      |     |        |    |
|-------------|-------|--|-----------|----|--------|------|-----|--------|----|
| 開催年月日及び開催場所 |       | 令和2年11月25日(水) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室                  |           |    |        |      |     |        |    |
| 開議時刻及び宣告者   |       | 午後1時30分 会長 櫻澤 泰信                                   |           |    |        |      |     |        |    |
| 閉会時刻及び宣告者   |       | 午後2時00分 会長 櫻澤 泰信                                   |           |    |        |      |     |        |    |
| 議長          | 櫻澤 泰信 |  | 議事参与制限委員数 | なし |        | 傍聴者数 | なし  |        |    |
| 出席した事務局職員   |       | 事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：岩井 亮介 (経済観光課長補佐：橋本 浩伸) |           |    |        |      |     |        |    |
| 委員出席状況      | 席次    | 氏名   | 出欠        | 席次 | 氏名     | 出欠   | 席次  | 氏名     | 出欠 |
|             | 1     | 高宮 和浩  | ○         | 9  | 松本 由紀子 | 欠    | 推4  | 佐藤 文雄  | ○  |
|             | 2     | 高柳 義信  | ○         | 10 | 清水 武   | ○    | 推5  | —      | —  |
|             | 3     | 高田 英夫  | ○         | 11 | 中井 健一  | 欠    | 推6  | 新井 英雄  | 欠  |
|             | 4     | 須川 朋和  | 欠         | 12 | 野村 清太郎 | ○    | 推7  | 秋山 政治  | 欠  |
|             | 5     | 野村 千江子   | ○         | 13 | 櫻澤 泰信  | ○    | 推8  | 高橋 栄一  | ○  |
|             | 6     | 坂本 等   | ○         | 推1 | 進藤 誠一  | ○    | 推9  | 岩崎 喜久夫 | ○  |
|             | 7     | 長谷川 隆  | ○         | 推2 | 木口 和久  | ○    | 推10 | 高橋 八夫  | ○  |
|             | 8     | 萩原 康広  | ○         | 推3 | 四方田 芳泰 | ○    | 推11 | 町田 貴   | ○  |

会議進行状況

| 会議事項                                    | 発言者    | 顛末   |
|---|--------|--|
|   | 事務局長   | 定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。<br>農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。  |
| 開 会                                     | 議 長    | ただいまから、令和2年第11回農業委員会総会を開会いたします。<br>出席委員は13名中10名です。定足数に達していますので、総会は成立いたします。<br>それでは、慎重審議をお願いいたしまして、議事に入りたいと思います。                                |
| 日程第1<br>議事録署名人及び書記の<br>指名について           | 議 長    | 日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。<br>神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定により、議事録署名人の指名を行います。<br>議事録署名人は、10番 清水武委員、1番 高宮和浩委員にお願いします。<br>書記は、事務局の高橋君、岩井君を指名いたします。 |
| 日程第2 第30号議案<br>農地法第5条の規定による<br>許可申請について | 議 長    | 続きまして日程第2に入ります。<br>第30号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。<br>事務局は1番の朗読をお願いします。   |
|   | 事務局    | ～第30号議案1番について議案書を朗読～   |
|   | 議 長    | 続きまして、地区担当委員からご意見があればお願いします。   |
|   | 1番高宮委員 | 特にありません。   |
|   | 議 長    | それでは事務局より説明をお願いいたします。  |

| 会議事項 | 発言者    | 顛末  |
|------|--------|---|
|      | 事務局    | <p>本案件は7月の総会で審議され、保留となった案件です。その後、代理人及び町建設課と協議を進めるうちに、町道を拡張した際の分筆が未登記となっていることが判明したため、一旦申請を取り下げましたが、この登記手続きが完了したため再度申請に及んだものです。</p> <p>申請地は議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。現況については、植木の養成地だったようですが、管理されている様子はなく樹木が生い茂っている状態でした。</p> <p>申請地は周囲を宅地に囲まれており、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。本案件では周辺に代替できる土地が無いいため許可相当となるものと思われます。</p> <p>譲受人は町道、いわゆる赤道を挟んで隣接する土地を取得して中古車等の販売業を営んでおりますが、展示スペースが不足しているため、申請地を展示場として利用する計画での申請となります。</p> <p>なお、7月の総会でご意見のありました赤道の一体利用については、費用面で折り合いがつけば払い下げを受けたいと考えており、現在建設課と協議中とのことでした。以上です。</p> |
|      | 議 長    | <p>それでは、1番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>   |
|      | 佐藤推進委員 | <p>払い下げの赤道は幅も狭くて誰も通れない道だと思いますが、もし話がまとまらない場合、町として何か考えはあるのですか。そのまま無駄にするのでしょうか。</p>  |
|      | 事務局    | <p>建設課からは申請が出れば許可する方向である旨の話は何っております。費用面の問題などもあるとは思いますが、話がまとまらない場合は、道路用地なので建設課が検討するものと思います。</p>  |
|      | 議 長    | <p>よろしいでしょうか。ほかに無ければ採決に移ります。</p> <p>第30号議案1番について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>  |

| 会議事項 | 発言者    | 顛末  |
|------|--------|---|
|      | 議 長    | <p>全員賛成ということで、第30号議案1番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達致します。</p> <p>続きまして、2番の朗読をお願いします。</p>   |
|      | 事務局    | <p>[第30号議案2番について議案書を朗読]</p>   |
|      | 議 長    | <p>続きまして、地区担当委員からご意見があればお願いします。</p>   |
|      | 2番高柳委員 | <p>特にありません。</p>   |
|      | 議 長    | <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>  |
|      | 事務局    | <p>申請地は、〇〇から北へ約160mの位置にある農地です。詳しくは議案書7ページの位置図、8ページの案内図をご覧ください。申請地の現況については、除草はされているようですが耕作している様子は見受けられませんでした。</p> <p>この申請地については、譲渡人の父親が昭和61年6月に宅地への転用許可を受けていましたが、住宅を建設しないまま所有権のみ変更していました。その父親が亡くなった後は、譲渡人が土地を相続していましたが、今回売買の話が出たことで県に相談したところ、当初の計画変更と、新たな許可申請の提出を求められ申請に及んだところです。</p> <p>申請地は役場や丹荘駅が300m圏内にあることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は原則許可とされているため、本案件も許可相当となるものと思われます。以上です。</p> |
|      | 議 長    | <p>それでは、2番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>[質疑なし]</p>   |

| 会議事項   | 発言者    | 顛末  |
|--|--------|---|
| <p>日程第3 第31号議案<br/>神川町農業振興地域整備<br/>計画の変更について</p> | 議長     | 無いようなので採決に移ります。第30号議案2番について、賛成の方は挙手をお願いします。   |
|  | 議長     | 〔全員挙手〕  |
|  | 議長     | 全員賛成ということで、第30号議案2番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達致します。   |
|  | 議長     | 続きまして、日程第3に入ります。  |
|  | 議長     | 第31号議案 神川町農業振興地域整備計画の変更について を議題とします。  |
|  | 議長     | 担当者より議案の朗読をお願いします。  |
|  | 橋本課長補佐 | 〔第31号議案について議案書を朗読〕  |
|  | 議長     | 地区担当の松本委員は本日欠席しておりますので、続けて説明をお願いします。  |
|  | 橋本課長補佐 | 申請地については議案書14ページ、15ページをご確認ください。   |
|  | 橋本課長補佐 | 申請者におかれましては、現在はご家族計8人で暮らしておりますが、子供の成長等で手狭となっているため、新たに家を建てて暮らしたいと考えご両親に相談したところ、当該地を勧められ選定に至りました。 |
|  | 橋本課長補佐 | 申請地は母親が所有する農地で、旧神川東部土地改良区の昭和60年度工区の土地改良事業区域内でございますが、隣接する農地の所有者、耕作者から計画の同意を得ております。               |
|  | 橋本課長補佐 | また、本人及びご両親が所有する他の土地について、聞き取りや台帳の確認等をしたところ、ほかに転用可能な白地農地や実家以外の宅地等は所有しておりません。                      |
|  | 橋本課長補佐 | この申請地については、500㎡を分筆し、分家住宅を建設する計画となっております。以上です。   |
|  | 議長     | それでは、質疑等がある方は挙手をして意見を述べてください。   |

| 会議事項 | 発言者                              | 顛末  |
|------|----------------------------------|---|
| 閉 会  | <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> | <p>[質疑なし]</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第31号議案 神川町農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p> <p>全員賛成ということで、第31号議案については原案のとおり意見無しといたします。</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> |